

# あいちびあしんぽプラン(拍江市障がい者計画等)の策定状況について

障がいのある人の生活全般に係る施策の方向性を定め、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの障がい福祉サービス・障がい児通所支援サービス等の提供体制の確保や実施に関することを定める「あいちびあしんぽプラン 拍江市障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」について策定作業を進めています。令和3年3月中に策定し、令和3年4月から市公式ホームページ等で公開する予定です。

担当：福祉政策課福祉政策係

## カード形式の障害者手帳について

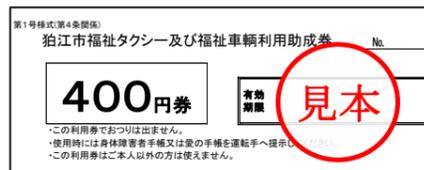
障害者手帳は、これまで紙形式のみとなっていたものが、令和2年10月から、紙形式かカード形式のどちらかを申請時に選択できるようになりました。現在、紙形式の身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方は、申請をすると、カード形式の手帳に切り替えることができます。精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、2年毎の更新の際にカード形式の手帳に切り替えることができます。※紙形式かカード形式のどちらか一つとなります。



担当：福祉相談課相談支援係

## 福祉タクシー券の600円券を400円券に変更します

令和3年度より、福祉タクシー券の600円券を400円券に変更します。1か月あたり2,800円分を助成することと、年2回に分けて発送（3月末及び9月末）することについては変更ありません。



### 福祉タクシー券交付枚数（1か月あたり）

変更前	変更後（令和3年4月分から）
600円券×4枚, 100円券×4枚	400円券×6枚, 100円券×4枚

担当：高齢障がい課障がい者支援係

# 福祉 ふくしだより

第111回 令和3年3月発行

編集・発行 拍江市福祉保健部高齢障がい課  
電話 03-3430-1111 (内線2208・2209)  
FAX 03-3480-1133

（「ふくしだより」題字：書道家 片山子龍 作）

## 各種窓口のお手続きなどについて(新型コロナウイルス対策関連)

次のお手続きについて、臨時的な対応を行います。この内容は、状況により随時変更となる場合があります。

お手続きの取扱い	
難病医療費助成（国疾病）	<p><b>更新手続き（有効期限が令和3年3月末から5月末までの方）</b></p> <p>令和3年6月末までに申請手続きを行った場合、助成期間に空白を設けない更新として取扱います。</p>
小児慢性特定疾病医療費助成	<p><b>更新手続き（有効期限が令和3年1月末から5月末までの方）</b></p> <p>有効期限を令和3年6月末まで延長しますので、それまでにご申請ください。5月末までに18歳を迎える方は、誕生月の末日で資格喪失となります。</p>
大気汚染に係る健康障害者の医療費助成（ぜん息等）	<p><b>更新時、新型コロナウイルスの影響で「主治医診療報告書」の取得が困難な方</b></p> <p>「主治医診療報告書」を後日提出する旨の誓約書を提出していただくことで、認定申請書への添付を省略できます（受付は令和3年6月末まで）。</p>
有料道路通行料金の割引	<p>郵送申請をご活用ください。所定様式を送付しますので、ご連絡ください。</p>

担当：高齢障がい課障がい者支援係

### 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

相談窓口	連絡先	対応時間
はつねつしょうじょう 発熱症状がある方	東京都発熱相談センター 電話：03-5320-4592	24時間（土・日・祝日含む）
いっばんそうだん 一般相談	新型コロナコールセンター 電話：0570-550571 FAX：03-5388-1396*	午前9時～午後10時（土・日・祝日含む）

\*FAXの場合は、「FAX相談票」をお使いください。

市公式ホームページ（<https://www.city.komae.tokyo.jp/>）よりダウンロードできます。（トップページ＞【目的別まとめページ】新型コロナウイルス感染症に関する情報）

担当：拍江市新型コロナウイルス感染症対策本部

# 医療的ケア児コーディネーター事業が始まりました

医療的ケアの必要な児童（医ケア児）の状況等に応じた相談受付や必要な支援の調整を行うために、医療的ケア児コーディネーターを配置しました。保健・医療・福祉等の関係機関が連携して作るサポートチームのリーダーとして、ご本人やご家族が住みなれた地域で安心して生活していくためにサポートします。ご不安なことなどがありましたら、お気軽にお問い合わせください。

担当：社会福祉法人 足立邦栄会 電話：080-4663-4886

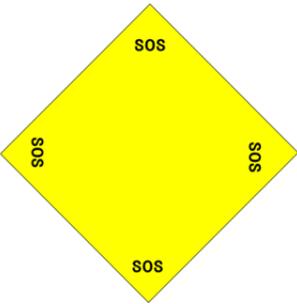
# 第4期の拍江市地域自立支援協議会が始まりました

令和2年度より、第4期拍江市地域自立支援協議会が始まりました。会議の名称が変わり、全体会が協議会、定例会が検討会議となりました。引き続き地域の関係機関のネットワークの構築を図るとともに、地域の課題を整理し、解決に向けた方策の協議を行っていきます。

担当：福祉相談課相談支援係

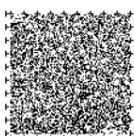
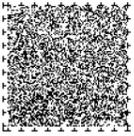
# 黄色いハンカチをご利用ください

“災害弱者”や“避難行動要支援者”が困ったとき、支援を呼びかけやすいように、拍江市障害者団体連絡協議会が黄色いハンカチを作成しました。ドアノブなどに巻きつけたり、自身の腕に巻くことにより、周囲にSOSを伝えることができます。



お渡する際、今後の参考のため、お名前、住所、障害者手帳をお持ちの場合は手帳の種類などのご記入をお願いいたします。

担当：福祉政策課福祉政策係（ご希望の方は、事前に電話で在庫をご確認ください。）



# 拍江市児童発達支援センター事業の紹介

拍江市児童発達支援センターでは、市内在住でコミュニケーションや集団生活が苦手なお子様の相談や通所支援等を行っています。お気軽にご相談ください。

児童発達支援センター事業内容		対象者
(1) 相談支援	一般相談、計画相談支援	0歳～18歳
(2) 通所支援	①週5日クラス ②並行通所クラス ③外来訓練クラス ④学齢期対象事業	①～③は0歳～未就学児 ④は小・中・高校生
(3) 地域支援	①保育所等訪問支援 ②保護者支援 ③啓発事業（市民・支援者向け研修会等）	①は0歳～18歳 ②・③は市内在住または在勤

事業によっては、福祉相談課相談支援係で支給決定が必要な場合があります。

担当：拍江市児童発達支援センター 電話：03-5761-9085  
場所：拍江市元和泉1-11-11 ひだまりセンター（子育て・教育支援複合施設）2階

# インフルエンザの予防接種費用の助成申請はお済みですか

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行を防ぐため、インフルエンザ予防接種費用の助成を行います。

対象者	次の1～4をすべて満たす方が対象です。 1. 令和2年10月1日～令和3年1月31日の間に予防接種を受けた方 2. 接種日時点で、市内に住民登録をしている8歳(小学3年生)以上65歳未満の方 3. 接種日時点で、有効な障害者手帳(身体・療育(愛の手帳)・精神)をお持ちの方 4. 他の制度でインフルエンザ予防接種費用の助成を受けていない方
助成額	1回5,500円まで、1人につき1回まで
申請期限	令和3年3月31日(消印有効)

担当：高齢障がい課障がい者支援係